

市民との意見交換会報告書

分野別意見交換会開催テーマ：本市における道路維持管理の在り方について
分野別意見交換会担当主体：予算決算委員会第4分科会
相手方：会津若松市建設業組合
開催日時：令和6年9月3日（火） 午前9時57分～午前11時45分
開催場所：会津若松市議会 議場
出席者：別紙のとおり
予算決算委員会第4分科会の所管事務調査として、本市における道路維持管理の在り方について、実際の業務に携わる担い手が多く所属している会津若松市建設業組合（以下「市組合」という。）と、以下の2つの具体的なテーマにより意見交換を行った。 1 意見交換に係る具体的なテーマ (1) 本市の通年における道路維持管理の課題について (2) 本市の道路維持に係る包括的管理手法の活用可能性について 2 意見交換の内容 (1) 本市の通年における道路維持管理の課題について 【分科会としての本テーマの意見交換の目的】 本市における夏期間の道路維持管理（除草、道路の穴埋め、側溝清掃など）及び冬期間の除排雪に係る各種課題について意見を聴取し、通年での適切な道路維持管理の在り方や課題解決のための具体的手法について見識を深めることで、今後の審査における検討材料とする。 【市組合からの主な意見】 ・ 市の除雪は国・県と比較し費用が厳しい。単価・経費についてしっかり対応してほしい。 ・ 近年の少雪のため、今後、除雪単独では体制を維持できない事業者が増加することが予想され、現在においても専門職のオペレーターの不足や高齢化が進んでいる。加えて、働き方改革の時間規制の影響により、土日や早出の除雪における体制づくりに苦慮している。 ・ 近年の異常気象により、除雪の契約期間（12月15日から翌年3月15日まで）外での出勤が度々発生している。固定費用の発生や人材不足を考えると、契約期間自体は現状のままで良いと思うが、委託料の精算などを含めた、期間外での除雪体制の確保も必要である。 ・ 除雪業務のみ受託しているオペレーターもあり、雪が降らない年のオペレーターの収入について、対策を講じないとなり手がいなくなる。国が管理する国道49号の一部区間では、降雪がなければ舗装の補修を行うなど、夏場の道路維持業務を併せて委託する事例もある。 ・ 現在の市の面的除雪は、管理のための費用が十分に措置されていないため、今後、新たにエリアを拡大したとしても、受託する事業者を確保することは難しいのではないかと。 ・ 本市の道路維持管理業務は、主に予定価格50万円未満の小額工事により対応を行っているが、近年の物価高騰等に鑑み、小額工事とする予定価格の要件は、指名競争入札の要件となる予定価格130万円程度まで引き上げた方が効率的になると思う。

(2) 本市の道路維持に係る包括的管理手法の活用可能性について

【分科会としての本テーマの意見交換の目的】

除排雪を含め、安全安心な道路通行の確保を図っていくためには、道路維持管理の手法を現在の事後保全型から予防保全型に転換していくことが必要である。そのための具体的な手法として、現在の個別箇所の作業等を委託する手法から、あらかじめエリアや作業内容などを指定し、委託した民間事業者により道路維持管理を行う、「道路等インフラの包括的民間委託」の手法が有効であると考え、他市事例などの調査を進めてきた経過にある。

本市において実際に包括的民間委託を導入できる可能性はあるのか、また、導入する場合の問題点や課題などについて、実際に業務を行っている方々から意見を聴取し、包括的民間委託の導入及び今後の市の道路管理の在り方に対する考え方を整理する材料とする。

【市組合からの主な意見】

① 包括的管理手法の導入可能性に対する考えについて

- ・ 建設業者の廃業なども出始めてきている中、インフラの維持管理を持続可能なものにし、安定的な市民サービスを行うという面で、包括的民間委託の手法は有効と思われる。現在の方法より費用はかかるものの、地域を安定的に守っていく観点からは必要である。
- ・ これまで予防保全的な業務を受託した経過はないが、業務内容や費用が仕様等にきちんと書かれていれば、仕事として当然視野に入るものと考えている。
- ・ 県の宮下土木事務所においては、平成 21 年頃、除雪をやる会社がなくなってしまった結果、地区の建設業共同組合と話し合っ包括的民間委託を導入した経過がある。包括的民間委託は実際に困った事態になってから導入しているところが多いと思われる。
- ・ 包括的管理手法を導入するためには、強い動機の下、皆が同じ方向性を持つ必要があると考えるが、本市においてはまだ包括的民間委託の導入に対しそこまで強い動機はない状況と思われるので、まずは部分的な実施・拡大を行い、本市に合う管理手法を検討しながら、本格的な導入への動機を醸成していく必要がある。

② 包括的管理手法を導入する場合の仕様について

- ・ 包括的管理手法を受託するための要素として、細かい作業等の単価がしっかり設定されていることが重要である。
- ・ 市と民間事業者で考え方が異なる場合が多くあり、特に対応の緊急度については、十分に協議をして、認識を統一することが重要である。道路や河川の管理者はあくまで行政であり、自治体やエリアでやり方が異なることも踏まえた十分な協議が必要である。
- ・ 導入手法としては、できるところから試行的に実施し、ノウハウを積みながら、市民から支持を得られる形で進めていく方が良い。

③ 包括的管理手法を導入場合の受託組織について

- ・ 市組合自体は建設業許可を持っていないが、建設業許可を持っている構成員が共同企業体（JV）を組織するということは十分考えられる。

- ・ 共同企業体（JV）を組織しない方法であれば、建設業許可を持ち公共工事を受託していることなどから、会津道路メンテナンス協同組合が面的除雪を行っている地区について、道路維持管理業務を加えて同組合に受託してもらう方法が現実的である。
- ・ 市でどういう形で包括委託をするというものがないと、実施する組織体制は作れない。既存の組織での受託方法を考えた場合、組織の中には、除雪だけでなく、土木や建築などの事業者もあり、どの工種を委託内容に含めるのかという議論となる。自分の事業と関係のない業種の委託となれば、仕事もないのに組織に入っている意味がなくなってしまうので、「こういう委託があるので、こういう組織を作ってやりましょう」という流れをはっきりさせる必要がある。よって、委託内容に合わせて組織を作っていくしかない。
- ・ 山積している課題を民間事業者に押し付けるような考えでは解決しない。解決していくための予算も含め、どうすれば将来に向けた良いサービスが提供できるか、市と事業者とで協議して考えなければならない。組織・体制作りをしていくためには、市と事業者が腹を割って話をしていく必要がある。

④ その他

- ・ 県独自の維持補修関係の技術者の育成の取組として、「ふくしまME（メンテナンスエキスパート）技術者」というメンテナンス専門の資格を設けており、県の業務の条件などにもなっている。

3 総括

本市の道路維持管理は、市民等からの通報や道路パトロールにより破損等を発見し、応急的な対応を行うという事後保全的な手法をとっており、日常の管理においては小額工事を活用した修繕等が行われている。また、これらの修繕とは別に、市民から道路の舗装要望等も毎年要望されており、未対応となっている要望は600件近く残っている状況にある。この状況を受け、現在、要望から10年以上経過したものを中心に精査が進められているものの、根本的な解決には至っていない。

今回のテーマの1つ目である、「本市の通年における道路維持管理の課題について」では、主に除排雪体制に係る意見が多く見られた。令和5年11月に実施した会津道路メンテナンス協同組合との分野別意見交換会から引き続き、除雪委託料の金額の妥当性及び面的除雪における事務費等の課題のほか、参加者からは働き方改革による週休2日制の導入に伴う除排雪業務への影響に対する懸念や、除雪契約期間外における体制づくりなどについての意見が出され、分科会として、より効率的・効果的な除排雪の必要性が再認識されたところである。

また、夏期の道路維持管理を含めた課題として、近年の物価高騰の中、小額工事の要件となる予定価格が依然として50万円未満に設定されており、工事に当たって対応できる内容に制限が生じているとの意見が見られた。本分科会においては過去（平成28年9月）に小額工事請負額の上限引き上げについて要望的意見を提出した経過にあるが、上限額は据え置かれたまま現在に至っている。近年、新潟県三条市など他自治体においても、小額工事請負額の上限引き上げを行っている例も見られることから、業務量の拡大や対応の迅速化などに鑑み、道路維持管理の観点で分科会において適切な手法について検討を行っていきたい。

2つ目のテーマである、「本市の道路維持に係る包括的管理手法の活用可能性について」では、市組合側の参加者が包括的民間委託の仕様等を十分理解しており、導入可能性について具体的かつ現実的な意見を聴取することができた。特に、本市における包括的民間委託の導入に当たっては、包括的な道路維持管理の必要性や有効性についての認識はあるものの、市、事業者ともに導入を必要とするような共通認識に至っておらず、検討のための動機が必要であるとのことであった。

現在、市当局における包括的民間委託に対する見解は、面的除雪については引き続き全面的な実施に向けた考えはあるとしながらも、夏場の道路管理も含めた包括委託の導入に関しては、「令和6年度において方向性を検討する」に留まり、具体的な関係予算の措置まではなされていない状況である。しかしながら、作業要員の減少及び高齢化が進む昨今において、近い将来、道路等インフラの維持管理手法を見直さなければならない時期は必ずやって来ることから、試行的実施を視野に、現行の道路維持管理の在り方や、具体的手法について市と事業者とで検討や意見交換を行う場を設置するなど、積極的な下地作りを進めていく必要があると考える。

このほか、県の事例として、技術者育成のためのふくしまME（メンテナンスエキスパート）や、宮下土木事務所で実施している包括的民間委託の内容に関する意見も出された。これからの道路維持に関して、県事業との情報共有や連携、事業の棲み分けについても検討の余地があることから、分科会としてその在り方を整理していきたい。

上記のような現状や課題、調査研究を進めていくべき事項が明らかとなったことから、今回の意見交換会は大変有意義なものとなった。高齢化・人口減少下において、安定した道路通行を維持していくためには、現行の道路管理手法について検証し、必要に応じて考え方を見直していくことが重要であり、今後も様々な手法により、分科会として議論を深めながら、本市にとって最適な道路維持管理手法について調査研究を進めていく。

会津若松市議会議長 様

令和6年12月18日

予算決算委員会第4分科会 委員長 高 梨 浩

分野別意見交換会出席者

会津若松市建設業組合（敬称略）

役 職	所 属	氏 名
組 合 長	（株）共立土建	三 瓶 貴 裕
副組合長	武田土建工業（株）	須 藤 研 二
副組合長	(有)佐藤木材工業	佐 藤 武 司
理 事	（株）東北入谷まちづくり建設	小 野 太 成
理 事	（株）弓田建設	弓 田 八 平
監 事	堀井建設（株）	堀 井 賢 治
事 務 局	会津若松市建設業組合	瓜 生 健 光

会津若松市議会

役 職	氏 名
議 長	清 川 雅 史
副 議 長	横 山 淳

会津若松市議会予算決算委員会第4分科会

役 職	氏 名
委 員 長	高 梨 浩
副委員長	内 海 基
委 員	石 田 典 男
委 員	大 竹 俊 哉
委 員	讓 矢 隆
委 員	村 澤 智
委 員	奥 脇 康 夫

傍聴者

役 職	氏 名
議 員	中 川 廣 文
議 員	平 田 久 美